

【アスベスト問題について】

この度の「尼崎市クボタの事件」以来、アスベストが全国的に大きな社会問題となっています。県や市でも公共施設の利用の休止など様々な問題が表面化しています。

本議会において大きく1点、アスベストに関する市長の認識と行政としての今後の対応・政策について質問させていただきます。

さて、鳥取県では、いち早くこのアスベスト問題の対応に取り組み、相談窓口の開設に始まり、現況調査、そして国に先んじて条例の制定へと動きを見せています。

境港市においても、7月下旬の、県からの通達を受け、市の保有する97施設276箇所の調査を実施したことと思います。

その結果、9施設11箇所で「アスベスト使用の確認、または疑わしと思われる箇所」があると報告をまとめています。

しかし、その調査結果を受けての対応には、不満を持っています。まず、情報の公開、市民への報告義務という点です。米子市などは、「1次調査の結果」と「2次調査が必要な施設においては、今後の対策」をHPなどを利用し、広く市民に示しています。

それに対し境港市では、一般市民全体に対するすべての結果報告は、私が聞いた範囲においては、ありません。9月の市報にこの情報が示されるかと思っていましたが「相談窓口開設の案内」だけでした。情報の公開によって、市民の不安を少しでも取り除いてあげるべきでは、ないでしょうか。

次に相反する様ですが、境港市のこれらの施設に対する対策に疑問をもっています。

県や他の市では、公共施設の利用中止などの対策を取っているところもあります。境港市の各施設の現状（状態や各種の測定調査結果）により判断していると思いますが、アスベストの危険性に対する認識が他に比べて少し低いように感じます。

先の新聞報道でもあったよう 厚生労働省では、アスベスト製品の含有比率の規制強化をする方針を決めました。つまりは、現行の法律の規制では、不十分である。危険性があるということです。この様な現状において、今の対応で良いのでしょうか？強化すべき必要はないのでしょうか？

さて、鳥取県がまとめた「石綿に係る県の対応について」の中で中皮腫による死亡等の状況が示されています。中皮腫については、多くの新聞で報道されている通り、大半がアスベストが原因とされている病気です。

さて、県の報告によると平成7年から平成15年の9年間で県内で33の方が

中皮腫による亡くなっています。

内科の医師が主宰するHPでは、中皮腫の8割程度は、アスベストが原因であると言っています。

これらを考えるとアスベストが原因の中皮腫で1年間当たりに県内で2.9人の方が亡くなっていることとなります。どこでアスベストを吸ってしまったのでしょうか？

境港市は、事例は、無いのでしょうか？

鳥取県・市の担当課に問い合わせたところ、追跡調査は、行っていないとのことでした。国の関係省庁への手続きなどもあります。この病気が死因となっている方々の追跡調査をすべきではないでしょうか。

また、この中皮腫による死亡数の情報は、厚生労働省の人口動態統計によるものです。もともと、法務省の管轄する「死亡届」で統計を出しているものです。

つまりは、各市町村で受付を行っている「死亡届」がこの情報の元となっています。であれば、今後の対応として市独自で中皮腫による死亡のチェック機能を設けることが出来るのではないのでしょうか

国では、平成20年までにアスベスト製造を前面禁止やその前倒しを検討しています。

私は、境港市として、最低限市の施設のアスベスト使用は、ゼロする方針を固め実施していく必要があると考えます。

以上を踏まえ、境港市市長としてのアスベストの危険性に対するご認識と行政としての方針、また、私は触れていませんでしたが一般建築物などに対する個別の対策もお話下さい。

●答弁（概要）

今後、市施設の新築等の工事はノンアスベスト建材を使用する。解体工事では、アスベストの使用の有無を調査、判断が出来ないときは分析を行い、適切に処理する。

市民への情報提供を新聞報道も含め積極的に行う。

民有建物の解体については、各法令や9月県議会で県条例を加味し、飛散防止の措置に努める。

県内の各市町村別の中皮腫による死亡件数は不明。本市独自でチェックすることは考えていない。

●追求質問・答弁（簡略・概要）

「アスベストの飛散状況の調査方法・状態」とその対応の甘さ。アスベストの危険性の認識の低さ。

（詳細の質問と答弁は、境港市のHPから閲覧下さい）

●要望（概要）

県と協力して、速やかかつ徹底的にアスベストの全面撤去をお願いします。